

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税6)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>令和2年6月19日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が令和8年3月末、業務完了期限が令和13年3月末にそれぞれ5年間延長された。</p> <p>当機構について、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(令和12年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第11項</p>
5	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～12年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。</p> <p>平成26年度税制改正及び平成31年度税制改正において、延長要望を行い、令和6年3月31日まで特例措置の延長が認められた。</p>

8	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (令和6年度～12年度まで)
9	必要性等	<p data-bbox="387 273 582 1232">① 政策目的及びその根拠</p> <p data-bbox="588 273 1406 448">《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化。</p> <p data-bbox="588 456 1406 1232">《政策目的の根拠》 ・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第1条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。 ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)(抜粋) 第2章 取り組む施策 Ⅲ. 次の段階として官民を挙げた経済活動の回復 2. 地域経済の活性化 (前略)これら地域経済の活性化等に向けて、…地域経済活性化支援機構(REVIC)等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。</p> <p data-bbox="387 1240 582 1384">② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p data-bbox="588 1240 1406 1384">【政策】 6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進 【施策】 6. 地域経済活性化に関する施策の推進</p> <p data-bbox="387 1393 582 2016">③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p data-bbox="588 1393 1406 2016">《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化</p> <p data-bbox="588 1581 1406 1756">令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところ。</p> <p data-bbox="588 1805 1406 1939">今後も、令和2年6月の法改正により延長が認められた令和13年3月末まで、引き続き、民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施していく。</p> <p data-bbox="588 1989 1406 2016">上記の取組みは、地域経済の活性化等に資することを目的とするとい</p>

			う点で、従前の目標からかわるものではない。												
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講じることにより、当機構の財務基盤が維持され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。												
10	有効性等	① 適用数	適用件数：1件(当機構のみ)(令和元年度以降毎年)												
		② 適用額	適用額：11,103,800千円(令和元、2、4年度) 6,965,360千円(令和3年度) 【算定根拠】 (令和元、2、4年度) 資本金額(13,103,800千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円) (令和3年度) 資本金額(13,103,800千円)－当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分(4,138,440千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円)												
		③ 減収額	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>36</td> <td>58</td> <td>58 (見込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)令和3年度は、当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分を親会社(当機構)の資本から減少させている。</p> <p>【算定根拠】 ①特例措置適用前 資本金額 13,103,800千円×税率(東京都)0.525%=68,795千円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000,000千円×税率(東京都)0.525%=10,500千円 ①－②=58,295千円</p> <p>なお、減収額の算定根拠は、「適用前資本金×利率」と「適用後資本金×利率」の差分であるため、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」で把握される適用額が計算式に直接表れないものの、実質的に同報告書で把握される適用額の考え方を踏襲した計算方法としている。</p> <p>また、将来の減収額については、令和5年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、令和4年度と同じ58百万円を予想。</p>	年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5以降	法人事業税	58	58	36	58	58 (見込み)
年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5以降										
法人事業税	58	58	36	58	58 (見込み)										

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところであり、令和5年5月末時点で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業再生支援7件、ファンドを通じた支援21件、特定支援19件を行い、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。

所期の目標の達成状況については、上記の取組実績のとおり着実に件数を積み上げて地域経済の活性化に取り組んでいることから、目標を達成した。

(参考1)各年度の事業再生支援決定数(実績)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
	事業再生支援決定(件数)	1	0	2 (2)	5 (5)

()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。

(参考2)各年度のファンドを通じた支援数(実績)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
	ファンドを通じた支援(件数)	28	17 (2)	21 (9)	20 (8)

()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。

(参考3)各年度の特定支援決定数(実績)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
	特定支援決定(件数)	22	24 (2)	14 (3)	10 (10)

()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、当機構は、年間58百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができる。

当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。

		⑤ 税込減を是認する理由等	当機構は、ハンズオン支援による手間暇(コスト)をかけた支援を行っていることから収益面としては非常に厳しい状況となっており、本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、年間 58 百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができることから税込減を是認する効果がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、財務基盤が維持される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当するよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当機構は、全国各地において、事業再生支援や地域活性化支援を行っており、こうした取組は、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 内閣 10)